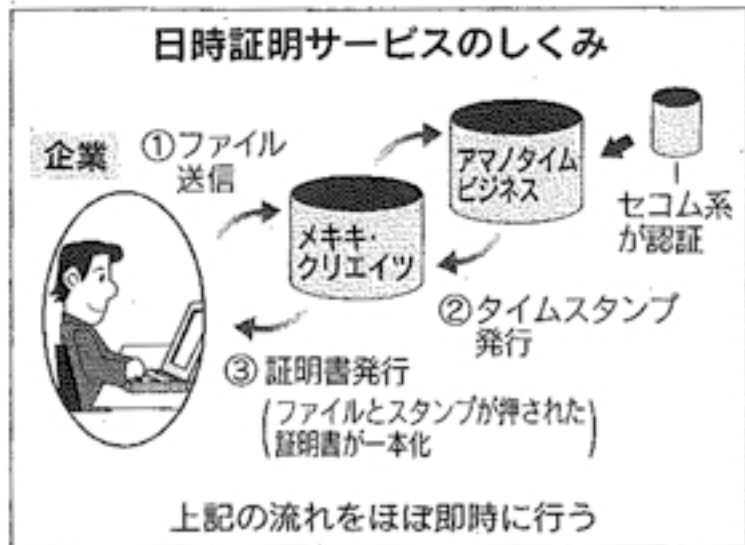


# メキキ・クリエイツ

## 日時証明、ネットで瞬時に

### 専用ソフトにファイル移動

知的財産に関するコンサルティング会社のメキキ・クリエイツ(東京・渋谷、出口光社長)は、資料などの作成日時を証明する「タイムスタンプ」を、インターネット経由で簡単に利用できるサービスを開発した。専用ソフトをダウンロードし、作成したファイルに同社のサーバー経由で押印する。証明書としての有効性も高め、中小企業を中心に3年で5000社の採用を目指す。



利用者はまずパソコンに、証明書発行サービス「シーニアスノート」の専用ソフトをダウンロードする。作成した文章や音楽などのファイルを同ソフトに移すと、自動的にタイムスタンプを押印し、パソコンのソフト内に保存される仕組み。従来はメキキ・クリエイツのサイトにアクセスしてファイルを送信していた。ソフトにファイル

を移動させるだけでネットにつながらず、瞬時に時刻が証明される。シーニアスノートの入会金は5万円で月額料金は5250円。証明書の発行回数

は原則、無制限とする。証明書の発行はメキキ・クリエイツが担当するが、タイムスタンプはアマノタイムビジネス(横浜市)が発行する。さらにアマノタイムビジネスをセコムトラストシステムズ(東京・渋谷)が認証し信用度を高める。ファイルは押印してユーザーに返信後、メキキ・クリエイツのサーバーから自動消去する。

万一、日時を証明したファイルが改ざんすると

証拠が残るほか、閲覧やパスワードを変更すると履歴が残るようにした。履歴は1カ月に1度、証明書を発行することで、改ざんや消去の防止につながる。

メキキ・クリエイツによると、特許に関する訴訟では、著作権を主張する原告がいくつものファイルの作成日時を証明することが必要という。ただ作業の煩雑さや保存の難しさから原告が勝訴するケースは少ない。

第三者が書類作成日時を証明するサービスはあ

るが、文書の内容を短く暗号化した文字列を専用ソフトで作成し、第三者に証明してもらう間接証明が中心。メキキ・クリエイツは送信された原本ファイルに日時を押印して返信し、企業内で保存してもらおう直接証明に強みをもつ。

第三者が書類作成日時を証明するサービスはあ

るが、文書の内容を短く暗号化した文字列を専用ソフトで作成し、第三者に証明してもらう間接証明が中心。メキキ・クリエイツは送信された原本ファイルに日時を押印して返信し、企業内で保存し

てもらう直接証明に強みをもつ。

著作権を証明する際、直接証明だと仮にメキキ・クリエイツが倒産しても企業内に原本ファイルが保存されている限り証拠として有効で、同社はこの仕組みで特許を取得している。